

# 令和7年度長崎県立壱岐高等学校いじめ防止基本方針

## I 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。学校は、教育活動全体を通じ、「いじめは、人間として絶対に許されない卑劣な行為である」とこの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに努めることが重要となる。

本校では、校訓「自律・明朗・友愛」のもと、自他の異なる価値観を尊重し、いじめを絶対に許さない包摂的な人間関係を構築し、“生き生き伸び伸び”学校生活を送れる生徒の育成を目標に教育活動に取り組んでいく。

### 【いじめの定義】(いじめ防止対策推進法)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(第2条)

※具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

## 2 いじめ防止のための組織、年間計画

### (1) 名称「いじめ対策委員会」

### (2) 構成員およびPTA等関係機関との連携

校長、教頭、カウンセラー主任、生徒指導主事、教務主任、特別支援コーディネーター、保健主事、

学年主任、養護教諭、該当担任、外部委員(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者等代表)

[県教委] ・児童生徒支援課	[警察関係] ・壱岐警察署 刑事生活安全課 ・壱岐市学校警察連絡協議会
<b>壱岐高校</b>	
[PTA・地域] ・保護者等、しま親 ・PTA役員会 ・学校評議員会	[その他関係団体] ・長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター ・壱岐市役所 市民部いきいいろこども未来課 ・壱岐市中高連 生徒指導部会・養護教育相談部会

### (3) 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間間計画の作成・実施および検証・見直しの中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめに組織的に対応するための中核としての役割

#### (4) 年間計画(関係主要行事)

月	行事	委員会等
4月	第1回学校生活に関するアンケート(2、3年) 校内研修(1年) 面談週間	生徒情報共有・職員研修 第1回いじめ対策委員会
5月	教育心理検査(1年) 離島留学生カウンセリング PTA総会・学年PTA・学級PTA	
6月	第2回学校生活に関するアンケート(全学年)	第2回いじめ対策委員会 壱岐地区学校警察連絡協議会・生徒指導部会
7月	いのちの授業(SC講話)(全学年) 情報モラル教育(全学年) あいさつ運動 公開授業 三者面談	
8月	第3回学校生活に関するアンケート(全学年)	第3回いじめ対策委員会 中高連絡協議会(養護・教育相談部会)
9月		
10月	第4回学校生活に関するアンケート(全学年) 人権同和教育(DV予防教育)(全学年)	第4回いじめ対策委員会
11月	あいさつ運動	
12月	三者面談	壱岐地区学校警察連絡協議会・生徒指導部会
1月	第5回学校生活に関するアンケート(全学年)	第5回いじめ対策委員会
2月		
3月		中高連絡協議会(養護・教育相談部会)

※DV予防教育は全学年対象に3年に1度開催。(令和7年度の次は令和10年度)

#### (5) 取り組み状況の把握と検証(PDCA)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。また、取り組みが計画的に進んでいくか、いじめ事案への対処の検証、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

### 3 いじめの防止

#### (1) 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校が、人権尊重を徹底し、人権に関する知的理及び人権感覚を育む学習場面を各教科、特別活動等のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。

#### (2) いじめ防止のための措置

- ①教職員に対して、平素からいじめについて共通理解を図るために、いじめ対策委員会の方針等について、職員会議等での周知を図る。
- ②生徒に対して、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、人権教育等の充実を図り、自他の存在を認め合い尊重し合える態度や、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③いじめが生まれる背景に、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、日常の生徒の在り方に気を配る。指導上の注意として以下のことに留意する。
  - ・わかりやすい授業づくりを進める。
  - ・気になる生徒がいれば教職員の方から声をかける。
  - ・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払う。
- ④特に配慮が必要な生徒(様々な障害のある生徒、外国人の生徒など)について、特性を踏まえた適切な指導及び支援、保護者等との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行う。
- ⑤自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、生徒が参加する行事の充実を図り、生徒一人ひとりが活躍できる集団作りを進める。

⑥情報モラル教育を進めるため、情報の授業やLHRにおいて、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

#### 4 いじめの早期発見

##### (1) 基本的な考え方

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つこと。また、積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することに留意する。

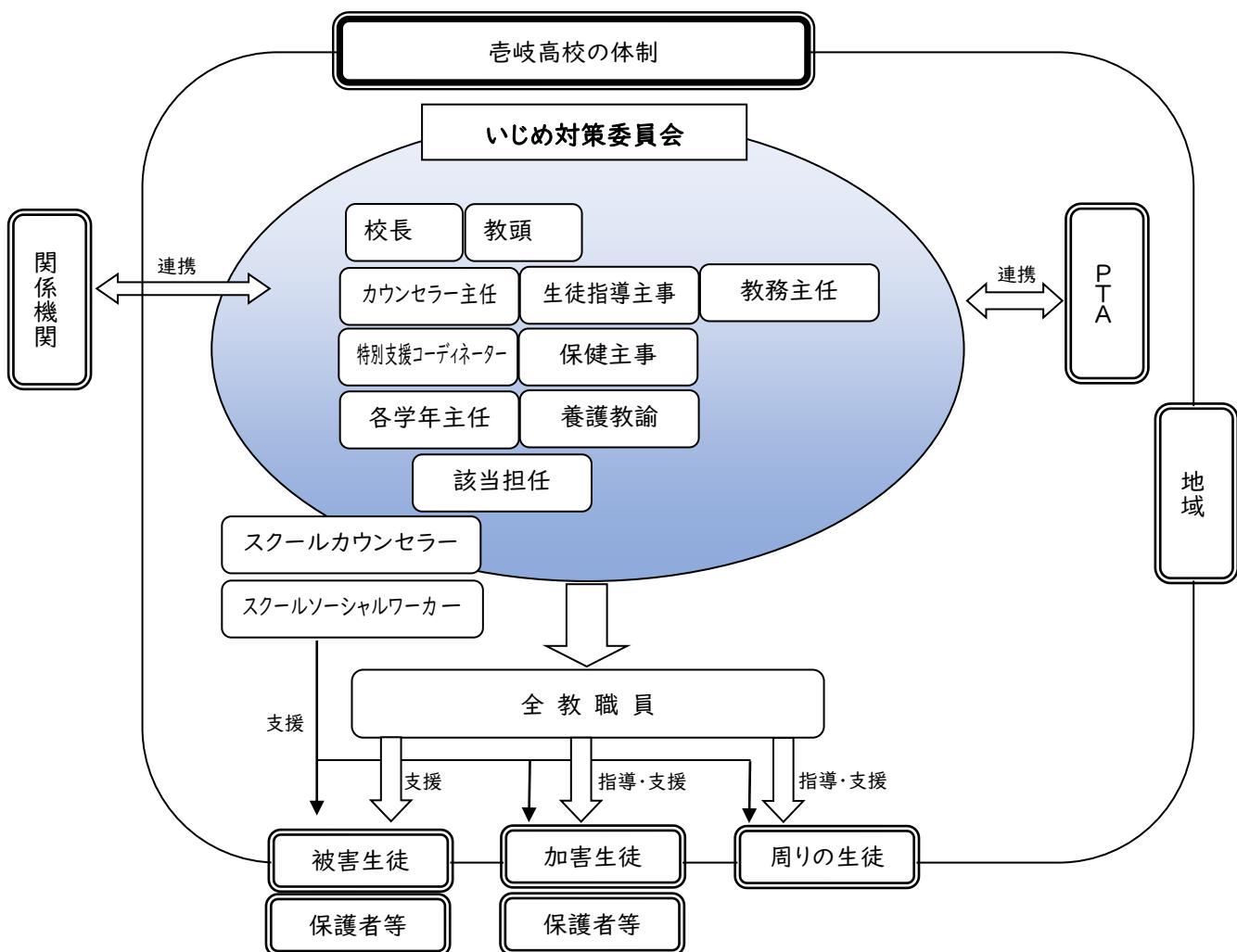
##### (2) いじめ早期発見のための措置

- ①定期的に「学校生活に関するアンケート」を行うことで実態を把握し、情報はいじめ対策委員会で共有する。
- ②日常の観察として、担任、授業担当者、部顧問等は気にかかることがあれば互いに情報を共有し合う。
- ③保護者等と連携して生徒を見守るため、年2回の三者面談を設ける。
- ④生徒、保護者等、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、相談体制を広く周知する。
- ⑤相談室だよりや学校ホームページを通じて、学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口など）について、周知や広報を継続して行う。

#### 5 いじめに対する措置

##### (1) 基本的な考え方

いじめに関する事案が発生した場合、いじめ対策委員会を中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、組織的に対応する。その際、いじめにあった生徒のケアをしつつ、「いじめは許さない」という毅然とした態度で事態の解決を図る。



## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②生徒や保護者等から「いじめではないか」という相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ④事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認められるときは、警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## (3) いじめられた生徒又はその保護者等への支援

- ①いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ②いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対策を行う。
- ③保護者等への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

## (4) いじめた生徒への指導又はその保護者等への助言

- ①速やかにいじめを止めさせたうえで、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
- ②事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者等と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

## (5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、自分の問題と捉えさせる。また、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
- ②「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安をもっていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- ③いじめが認知された際、被害・加害の生徒だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるために、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営をする。すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを發揮しながら学校生活を安心して過ごせるように努める。

## (6) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

②書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、該当生徒・保護者等の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて法務局や警察署等、外部機関と連携して対応する。

#### (7) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。

##### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じないかどうかを面談等により確認する。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒および加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

## 6 重大事態への対応（第一報は、素早く簡潔に、第二報から時系列で詳細に）

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態とは

・生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合。

生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合。

・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。

・生徒や保護者等からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

#### ② 重大事態の報告

・重大事態を認知した場合、直ちに県教育委員会に報告する。

#### ③ 調査の主体

・基本的に学校が調査の主体であるが、県教育委員会から必要な指導、人的措置等の支援を仰ぐ。

#### ④ 調査を行う組織

・学校が設置した「いじめ対策委員会」または県教育委員会が設置した付属機関等において調査を行う。

#### ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

・いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り客観的・網羅的に明確にする。

### (2) 調査結果の報告及び提供

#### ① 調査結果は速やかに学校から県教育委員会へ報告を行う。

#### ② いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報提供を適切に行う。ただし、他の生徒のプライバシーや関係者の個人情報保護に十分配慮する。

※附則 この方針は平成26年4月1日から施行する。

平成29年12月1日改定

令和3年4月14日改定

令和4年7月20日改定